

令和元年度 第4回山梨県公立大学法人評価委員会次第

日 時 令和2年2月10日（月）午後2時から
場 所 県立大学飯田キャンパスA館2階大会議室

開 会

- 1 任命書交付、委員紹介
- 2 県民生活部次長あいさつ
- 3 委員長の選出、委員長職務代理者の指名
- 4 委員長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 令和元年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）について
 - (2) 令和元年度 年度計画の進捗状況等について
 - (3) 公立大学法人山梨県立大学 役員報酬規程の一部改定について
 - (4) その他

閉 会

【配付資料】

- 資料1 令和元年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）
資料2 令和元年度公立大学法人山梨県立大学年度計画進捗状況表
資料3 平成30年度業務実績に関する評価委員会指摘事項への対応状況
資料4 公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

- 参考資料1 令和2年度山梨県公立大学法人評価委員会 日程（案）

令和元年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要（案）

- 1 日 時 令和元年8月9日（金）午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパスA館2階大会議室
- 3 出席者 委 員 金丸康信 島田眞路 徳永保 古屋玉枝 山口由美子
法 人 清水理事長 神宮司副理事長 相原理事 下村理事 流石理事
八代国際政策学部長 西澤人間福祉学部長 名取看護学部長
佐藤大学院看護学研究科長 渡邊図書館長
箕浦地域研究交流センター長、黒羽キャリアサポートセンター長 ほか
事務局 井上私学・科学振興課長、林総括課長補佐 ほか

<議題>

- （1） 令和元年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）について
審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

<議題>

- （2） 公立大学法人山梨県立大学の平成30年度業務実績に関する評価及び評価結果（案）について

○委員長

小項目1、2については、皆様の意見が一致しているため、Ⅲでよろしいと思います。

○委員長

小項目3について、私だけがⅡという評価をしているが、年度計画の立て方について、中期計画を見ると、COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関、産官民の連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、ということで最初から4行目は地域との連携になっており、体験型アクティブラーニングというのは僅か最後の1行だけなので年度計画にその記載が無いということ事態が望ましくない。年度計画にはアクティブラーニングとしか記載されていないため、それで大学の事業報告もアクティブラーニングのことしか記載していないということだと思うが。今回は、私も年度計画に対する評価なので皆様と同じⅢで良いと思うが、ここは来年度以降、中期計画に4行ぐらいが大学機関以外との連携とか、地域関連科目の充実ということが記載されているので、実際にアクティブラーニングは2行しか記載されていないので、年度計画にその2行のことしか記載していないというのは、些か残念かなと思う。

○法人

分かりました。

○委員長

小項目4については、私だけがⅣで、他の委員の皆様はⅢということですが、ここは私なりに海外インターシップに多くの学生が参加したということの評価すべきではないかと思っ

た。委員の皆様いかがでしょう。

○委員

委員長の言うところは良いが、TOEICの結果の記載が無かったということでⅢという評価にした。

○法人

本日の配布した補足資料をご覧いただきたい。こういう資料があれば委員も評価ができたのではないかと思う。

○委員

参加人数が延べ17名であったことから、事業をより周知して参加していただけたらなと思った。

○委員

こういう資料があれば。

○委員長

委員もこれがあればⅣでもと。委員から周知してより多くの参加者をという意見もありましたが、他の委員がよろしければⅣという評価で如何でしょうか（異議なし）。

○委員長

小項目5については、委員がⅣという評価をしているが如何でしょうか。

○委員

学部横断型の取り組みを評価したのが1つと、地域通訳案内士の養成という実用的なものに熱心に取り組んでいるということでⅣという評価にした。

○委員長

今の意見について他の委員の皆様如何でしょうか。

○委員

年度計画を上回る何かという点が無かったので、Ⅲという評価にした。

○委員長

2019年あたりからの認証評価項目には、大学全体の修得目標とその達成に向けた取り組みが入ってきて、結構難しく学部毎の修得目標の取り組みなら分かりますが、学部を超えた修得目標の設定の取り組みについては、新しいトレンドとして学部横断型のゼミということで、今後視野を広げた取り組みが求められている。そういう意味で新しいことを取り組んでいるという点で、Ⅳという評価で如何でしょうか。

○委員

ご自身もⅢという評価もしているので。

○委員長

分かりました、それでは小項目6についてはⅢという評価にします。今後とも学部横断型のゼミについては、修得目標を明確に設定していかないと、それとの関連で学部横断型教育という形で取り組んでいただきたい。

○委員長

小項目6については、全委員がⅣという評価のため、Ⅳでよろしいと思います。

○委員長

小項目7については、委員及び委員がⅣという評価をしたが、その理由を伺いたい。

○委員

年度計画で新卒者の国家試験合格者を100%に設定している中で、実際の合格率においても指導の結果が反映されていると思ったので、Ⅳという評価にした。

○委員

年度計画通りかもしれないが、高い合格率ということでⅣという評価にした。

○委員

平成30年度は、2人不合格者がいるということで、法人もⅢという自己評価をしているのだと思う。

○委員

高い合格率を維持していることは素晴らしいことだが、例年通りということでⅢという評価にした。

○委員長

2人不合格者は出ているが、高い合格率であり、素晴らしいことだと思う。

○委員

そういうものだと思う。他の国家資格もそうだが、平均の合格率が甘いと思う。

○委員長

委員及び委員からⅣという評価があったので、Ⅳということでよろしいか（異議なし）。

○委員長

小項目8について、私がⅡという評価をしたのは、大学院設置準備について、業務実績報告書に具体的に明示されていなかったからであるが、法人から何かありますか。

○法人

補足資料5ページ、(1) 地域デザイン研究科は、学位プログラム型の構想で進めてきたもので、(2)、(3)は、学部の上に設置する修士課程及び博士課程になる。地域デザイン研究科は、当初は福祉も含めた形で構想したが、福祉の方が、もう少し特化した形で、大学院を設置したということで、これが分かれた。地域デザイン研究科は、学部の上に設置するということではなくて、他の学部の人達にも参画してもらって設置しようと、いわば学位プログラム型の構想である。これは山梨県のニーズにも非常に合ったものと思っている。

○委員長

補足資料により説明がありましたので、私もⅢで結構である。

○委員長

小項目10について、私だけがインターネット出願を導入したことからⅣという評価をしたが、インターネット出願は当たり前のことなのか。

○委員

法人がⅢという評価している。

○法人

本学だけではなく、全国的にインターネット出願で志願者が増えている。

○委員長

全国的ということなので、Ⅲという評価にする。

○委員長

小項目11について、私だけがⅡという評価をしているが、業務実績報告書等にほとんど記載されていなかった。実は今色々なことがある中で、単に入試の時ということだけではなく、今は、在学してから、或いはどうなったかという追跡調査を求められており、既にそれを実施している大学がある。正直言って、入学者選抜入学対象者アンケートだけっていうのは、10年前くらいなら良いですけども、そういう意味では、現時点では、少し、どうかと思った。

○法人

平成30年度にアドミッションズセンターを立ち上げ、追跡調査等の一部は始めている。1年間の実績を前回は提出しているが、それを基にして、今年度は、アドミッションポリシーに沿った入試ができているか、また、大学として、社会に説明をしていく責任があるので、入試分析という視点からもう少し深めていきたいということで、今計画している。

○委員長

正直言って、入学対象者アンケートだけじゃなく、入試前高等学校時代の成績や入試の時の成績、それから入学してから、例えば、2年の段階の成績という形で、統一的にやっ

くというエンドロールマネージメント（EM）をやっていただきたいと思っている。今法人が説明されたことを実施されているということなので、私もⅢという評価とするが、業務実績報告書に、その内容を追記していただきたい。

○委員長

小項目13について、委員と委員がⅣという評価をしているが。

○委員

年度計画以上に実施ができており、様々な取り組みを通して、互いに高め合う好機となっていることからⅣという評価にした。

○委員

Ⅳにするまでは無いかと。

○委員

委員がおっしゃったとおり、様々な取り組みを通して、互いに高め合う好機となっているという点は評価できると思う。

○委員長

FDは大学設置基準に明記されており、これは義務なので、FDを実施したということは、正直言って実績にはならない。FDを実施した結果、どういうことができたのかということを経営実績報告書に記載していただくと好意的な評価になる。

○委員

通常は年度計画というところで評価をしているが、FDが大学設置基準ということがある中で、それが実際結果として、そういう機会になっているということも評価しても良いのかなと思う。

○委員長

それでは、Ⅳという評価でよろしいか。（異議なし）

○委員長

大項目1-1-（1）について、今までの審議の結果、Ⅳという項目が増えてきたので、私も若干厳しい評価をしていたが、これはAという評価で良いと思う。

○委員長

小項目14について、私だけがⅢという評価ですが、現在中教審では学修成果の可視化ということを行っているが、あれは手段なので目的ではない。あくまでも目標は修得の保証である。正直言って、学生の授業評価の内容は、私から見ると、アンケートの類いである。全国の大学の中で、この取り組みが先進的と言えるかどうかですが、委員如何ですか。

○委員

私その部分見落としておりましたが、委員長のおっしゃるとおりだと思います。

○委員長

教育の実施体制については、厳しいことを記載したが、如何ですか。

○法人

委員のコメントにあるとおり、昨年度受審した認証評価において、本学の取り組みを高く評価してもらっているのので、自信を持って、Ⅳという自己評価にしている。

○委員長

分かりました。認証評価機関も評価しているということであれば、私もⅣという評価にすることもやぶさかではありませんが、是非、時々ですね、大学の取り組みというのは手段が目的化していて、FD・SDを行えばというところがあるので、あくまでも学生が実際に修得をしたことを如何に確認するかということが最終ゴールなので、そこに向けて頑張っていたきたい。

○委員長

大項目1-1-(2)について、これは相当する小項目が14しかないということなので、それをどう評価するかということになる。小項目評価がⅣなので、AかSしかないですけれども、各委員如何ですか。

○委員

小項目14がⅣという評価にしたので、自然的にSという評価にした。

○委員

私も小項目でⅣという評価をしたので、Sという評価にした。

○委員

計画的に実施できているため、Aという評価にしたが、各委員の評価コメントを聞くと、Sという評価でも良いかとは思ふ。

○委員

小項目14はⅣという評価をしたが、法人の自己評価でⅢがあったので、全体を見るとSではなくAという評価にした。コメントに記載したとおり、認証評価の好結果については評価したいと思う。

○委員長

私とすれば、未だ途中経過なので、ここでSをつけてしまうと、これで完成ということになってしまうので、教育の実施体制については、今後更に努力していただきたいということでAという評価にさせていただきます。(異議なし)

○委員長

小項目15について、私だけがⅣという評価にしたが、ラーニングコモンズの整備について、高く評価をした。他の委員の皆様が、そんなに評価することはないということであれば評価を戻したいと思うが、如何か。

○法人

補足資料7ページに、ラーニングコモンズの資料を添付している。

○委員長

正直、今授業以外の学修をどう確保するかというのが課題となっている。授業が終わると部活に行く人は別にして、普通の学生は自宅に帰るか図書館に行くしかないという状況である中で、ラーニングコモンズで学生が自習できる環境を作るとは、かなり力を入れている事柄だと思ったので、私はちょっと高く評価させていただいた。

○法人

本学では図書館の利用時間の延長もしているが、その上で、さらにラーニングコモンズを設置し、学生の単なる学修ではなくて、学生同士あるいは学生への学修支援という形で利用してもらっている。

○委員長

学生が自ら主体的に学修することを如何に進めていくかということについて、県民の方に一番アピールしやすいポイントだと思うが、Ⅳという評価でよろしいか。(意義なし)

○委員長

小項目17について、私は、学生へのメンタルヘルスの取り組みを評価し、Ⅳとしている。委員から実際の利用数を確認したいとのコメントがあるが。

○法人

入学の健康診断の時に1回と、少し落ち着いた5月に1回、希死念慮等、精神的なものについて、アンケート調査を実施している。面談やメールで連絡が取れなかった学生38名についても、担任等を通じて、所在等を確認しており、教授会等にも報告をしている。

○委員長

各委員からⅣという評価にした方が良いと意見がなければ、Ⅲという評価にさせていただく。(異議なし)

○委員長

小項目18について、私だけがⅣという評価にしているが、その理由は、学生の修学支援については、今、国を挙げての最大の課題となっている。昨年度から、県立大学はかなりの予算を確保して、高い比率で授業料減免を実施しているが、去年の予算額をそのまま維持するという事は、そんなに簡単なことじゃなく、去年と同水準で実施していること自体が、

正直言って、財政的には相当高く評価できる。国としても修学支援の法律を出してということもあって、こういったところは、県民の皆様に対しても、しっかりとアピールすべきではないかと思い、Ⅳという評価にした。

○法人

これは従来4.4%を5%に引き上げたときに、Ⅳという高い評価をいただいて、それを今維持しているということで、法人としては、Ⅲという自己評価にした。

○委員

県立大学ということと、県民にとってというところを考えると、アピールするところはしっかりした方が良くと思うので、評価はⅢとしているが、限りなくⅣに近い評価である。

○委員長

それでは、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目19について、私だけがⅣという評価にしている。これは全学的な修得目標の設定と、その達成に関わってくるが、多分、どこの大学でも学部を超えた修得目標を設定して、それをどうやって実現するかは、キャリア科目でしか実現できないことが多い。国の新しい方針でも汎用的な能力をどうやって身につけるかについては、従来は教養科目で実施していたが、最近ではキャリア科目で実施するということになっている。これらキャリア教育の体系化への取り組みを評価したところであるが、他の委員がⅢという評価にしているので、私もⅢで結構である。

○法人

昨年度、「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」及び「キャリアデザイン実践」、そして、その他のキャリア科目であるインターンシップなどを全額的な科目として、全学に示すとともに、すべての科目と、それから各学部との教育の連携を図るということで、年間の計画を一覧表にして、便覧に示し、学生たちに理解を求めている。それを各学部のキャリアサポート運営委員の先生たちに持ち帰っていただいて、それを学部の先生たちと協力して、そのキャリアデザイン科目を共同で運営していくというような了解を得ている。

○委員長

分かりました。今年度から本格的に実施するというのであれば、今後、その結果を踏まえ、評価をさせていただきたいと思う。繰り返しになるが、今までは既存の科目をキャリア科目に指定するということはよくあったが、キャリア科目自体を体系化するというのは、なかなか珍しいことなので、是非、今後も努力していただき、その成果を期待している。

○委員長

小項目20について、私は、募集したが、応募が無かったということでⅡという評価にしているが、如何か。

○法人

最初応募が無くて、再募集はしたが、それでも無かった。これまで学長プログラムの研究が3件あって、それが2年間で終了した。これは学部挙げての組織的な研究であった。それゆえ、新たにテーマを掲げるといのは時間的に厳しかったかもしれない。

○委員長

応募が無くて実施していないのに、各委員がⅢという評価になっているが。

○委員

Ⅱに近いⅢである。

○委員

私もその点が気になったので、コメントに新たな認識を期待すると記載した。Ⅱに近いⅢである。

○法人

もう1つの農福連携の地域課題の事業に切り替えた。研究でも仮説どおりにいかず研究が失敗するということもあるので、応募が無かったというのは仕方ない。

○委員長

途中で年度計画の変更をすれば良かったと思うが、その時点では実績が無いのでということでは厳しい。Ⅱという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

I-2-(1)について、小項目20しかなくて非常に困ってしまう。

○委員

小項目1つで、大項目を評価するというのはどうかとは思いますが、これが決まりみたいなものなので、私はBに近いAである。

○委員

私も応募が無かったということは気になったが、他の農福連携事業で実績があったということでAという評価にした。

○委員

実際に応募が無かったという結果が記載されているが、年度中に特別に変化が無かったということで評価したが、限りなくBに近いAである。

○委員長

正直言って、S、A、B、Cといった場合、最近は、SとAが当たり前みたいなことになっているが、Bが平均である。Bというのは劣っているという評価ではなくて、国立大学法人

評価では、Bが圧倒的に多く、SやAは僅かである。ちょっとそういう意味で言うと、今回はBという評価にせざるを得ないと思う。(異議なし)

○委員長

小項目21について、年度計画に「重点テーマ研究」を創設し、研究活動を行うと記載がありながら、業務実績報告書には、テーマ設定が年度末に行われ、具体的な研究活動は次年度からとなったと記載されている。次年度から研究活動を行うということは、法人としてどう考えているのか。

○法人

従来の共同研究事業は続いている。今回、新たにそれに加えてブラッシュアップした重点テーマを設けることとしたが、その選定に時間をかけたためである。研究が停滞したということではない。

○法人

共同研究のことも含めて実施していることから、説明のとおり、計画通りの評価ということにしている。重点テーマ研究の実施が今年度からということになっているので、それを基に評価していただければと思う。

○委員長

年度計画を途中で変更等するとかを、重点テーマ研究を設定し、研究活動に着手したということでⅢという評価でも結構だが、年度計画の策定時点で、研究活動を行うというのは言い過ぎなので、重点テーマ研究を創設し、研究に向けた準備を進めるというような表現で記載していただければ十分だと思う。年度計画や業務実績報告書の記述を、もう少し丁寧にしていただきたい。

○委員長

小項目23について、私だけがⅡという評価をしているが、年度計画に「試行する」という表現になっており、実際に試行したのかが分からなかった。内容が、先程の小項目21と同様なので、Ⅲという評価で結構である。

○委員長

小項目24について、私は、臨機応変に奨励金制度を創設したということの評価し、Ⅳとしたが、Ⅲで結構である。

○委員長

I-2-(2)について、これはAという評価で結構であるが、来年度以降、具体的な展望を描いた形で年度計画を策定していただきたいと思う。

○委員長

小項目27について、私はⅡという評価をしているが、業務実績報告書にほとんど記述が

無い。何のために全学組織化をするのか、また、そのことによってどういう成果を期待しているのかが分からない。

○法人

実際には、国際教育研究センター、既存のキャリアサポートセンター及び地域研究交流センターなどを、大学として戦略的な組織化をして、今までは縦で繋いでいたものを横で繋ぐ。この全学化を含めた形で、全学の戦略的な運営体制を一本化するという議論は、役員レベルでは続けているが、業務実績報告書に記載する段階ではない。

○委員長

業務実績報告書に、変えることの理由や動機、そのことによって教員や学生の海外交流活動にどういうことが期待できるのかということを追記していただくことを条件にⅢという評価でも結構である。

○委員長

小項目28について、私と委員がⅣという評価をしているが、委員如何か。

○委員

交換留学協定校が中期計画を上回っているといことでⅣと評価した。

○委員

Ⅲという評価にしたが、計画通り順調に実施しているということで、限りなくⅣに近いと思う。

○委員長

中期計画のKPIをクリアーしながら、自己評価が如何なものかなど。

○委員

法人の評価を基に、評価した。

○委員

私も同様である。

○委員長

それではKPIの数値も1校しか上回っていないということなので、Ⅲという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目29について、私だけがⅣという評価をしているが、これは、外国人教員比率を全学人事方針に明文化したとあるが、これは大学運営の点からいうと非常に画期的なことだからである。人事の方針は各学部の方針がかなり強いというところがあるので非常に驚いてい

る。Ⅳという評価にすると学部からの反発とかがあるか。

○法人

そんなことはない。前にも昇任人事を優先してもらいたいという時には、学部の方に協力していただいて、その結果、昇任人事の案件が非常に増えた経緯もある。毎年度人事方針を出すということは、私の経験だと国立だとあまりないですよ。

○委員

理事長のリーダーシップが発揮されたということではないか。

○委員

私はⅢという評価をしたが、今の委員長の話を知って、Ⅳという評価でも良いと思う。

○委員長

企業ではこれは当たり前かもしれないが、これを大学で実施するというのは、はっきり言って画期的であり、非常に驚きである。委員のコメントに実際の結果を記載されたいとあるので、それを業務実績報告書にするということで、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

I—3について、私も先程申し上げたことを業務実績報告書に追記してもらえれば、Aという評価で結構である。

○委員長

小項目30について、私と委員、委員がⅣという評価をしているが、如何か。

○委員

地域の課題にMiraiサロンという学生が参加する場ができたということで、私ども民間の立場からすると非常に高く評価できると思い、Ⅳという評価にした。

○委員

社会連携課が新設され、それがしっかり運営されていくという点でⅣという評価にした。

○委員

計画通りということでⅢという評価にした。

○委員

今話を伺うとⅣという評価でも良いと思う。

○委員長

県立大学としては、ここが一番頑張らなければいけないところだと思うので、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目31について、私だけがⅣという評価をつけましたが、委員これはあまり大したことでは無いことではないか。

○委員

さらに上を目指していただきたいと思う。

○委員長

それでは、Ⅲという評価で結構である。

○委員長

小項目32について、私と委員、委員がⅣという評価をしているが、如何か。

○委員

連携等の取り組みを実施しているということでⅣという評価にした。

○委員

委員と同様であり、計画以上に実施しているということでⅣという評価にした。

○委員

私はⅢという評価をしているが、他の委員の意見を伺う中で、限りなくⅣに近い評価でも良いと思う。

○委員

私も同様である。

○委員長

それでは、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目33について、委員と委員が法人評価と逆になっているが、如何か。

○委員

小項目21、23のことがあったので、Ⅲという評価にしたが、今議論があったので。

○委員

私の転記ミスです。評価はⅣで。

○委員長

それでは、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目36について、私だけがⅣという評価をしているが、これは、地元企業の就職説明会等に多数の学生が参加したという点を評価したからであるが、他の委員がⅢという評価をしているので、Ⅲで結構である。ただ、学生が地元企業の説明会に参加することは非常に良いことなので、法人としても自己評価を高くしていただければと思う。

○委員長

Ⅱについて、私だけがSという評価をしているが、如何か。

○委員

定義が難しいが、Ⅳの評価項目が増えたので、Sでも結構である。

○委員

Sでも結構である。

○委員長

それでは、Sという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目38について、私だけがⅣという評価をしているが、ガバナンス的なことを大型国立大学で実施しようとする、10年くらいを要してしまうと思っただけなので、他の委員がⅢと評価しているので、Ⅲで結構である。

○委員長

小項目39について、私だけがⅣという評価をしているが、Ⅲで結構である。

○委員長

小項目43について、委員だけがⅢという評価だが如何か。

○委員

インターネット出願は時代の流れだと判断し、Ⅲという評価をした。

○委員長

企業なら当たり前かもしれないが、大学が実施するというのは画期的な取り組みだと思うので、Ⅳという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目43について、前にも言ったとおり、単に研修に出したとか、研修会を実施しただけというところがちょっと引っかかりまして、もう少し業務実績報告書に、この結果どうなったかということに記載していただきたいと思った。例えば、研修に出したことで職員の視野が広がったとか、FDを年2回設けたということで、こういう成果が得られたとかを業務

実績報告書に記載していただかないと。

○法人

補足資料18ページに、キャリアパスの資料を添付しているが、中期計画にキャリアパスを策定するという記載があったので、これは平成28年度に策定したということで昨年度実績として報告したため、記載はしなかった。キャリアパスの主事・主任の職名の下のところ、いくつか研修メニューがあるが、今、事務局職員が48名おり、こういった研修を対象としているプロパー職員は12名いる。年齢層が離れているので、必ずしもこうした機会が巡ってくる訳ではないが、今回はリーダー研修の対象となる2名を派遣している。そのところは説明が不足していた。

○委員長

是非、中期計画の達成に向けた年度計画ですので、今から、業務実績報告書の中に、中期計画の達成に向けて、平成30年度に実施したことがどう関連しているかということ、今の説明したことを、追記していただければ分かりやすい。そこが無いと、何だか分からない。業務実績報告書に中期計画との関連について、研修に出したことがどう中期計画に記載されたプロパー事務職員に対するキャリアパスの策定に関連しているのか、それに向けてどのような成果があったのかを記載していただくことを条件にⅢという評価にする。

○委員長

Ⅲ-1について、私も小項目44の業務実績報告書に追記していただければ、Aという評価で結構である。

○委員長

小項目45について、委員と委員がⅣという評価をしているが、如何か。

○委員

もともとあるものを使って、収入を増やすという考え方を導入することは難しいことだと判断し、Ⅳという評価にした。

○委員

古本募金の取り組みを評価し、Ⅳとした。

○委員長

中期目標に外部資金、収入を上げることが記載されているので、法人の決算に厳密には反映されなくても、このことによって出費が抑えられたというような、財政上のことが記載されていないと分からない。古本募金等によって、中期計画の関連において実質的に大学の経費の支出がこれだけ抑えられたとか（財政的な観点で金額を踏まえて記載して、それが決算上反映できなくてもそれは仕方ない）を業務実績報告書に追記していただくということで、Ⅳという評価でよろしいか。（異議なし）

○委員長

小項目47について、委員だけがⅢという評価だが如何か。

○委員

Ⅳという評価で結構である。

○委員長

Ⅲ-2について、委員だけがSという評価だが如何か。

○委員

中小企業を見ている私としては、当学のこのような取り組みの視点が素晴らしいと思い、Sという評価にした。

○委員長

地方独立行政法人法においても、財政運営を努力するという事は強く法律上求めているので、決算書に反映できるような、去年のように電力料金を大幅に節減したような実績があれば良いですが、今年はAという評価でよろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目49について、私と委員がⅢという評価をしているが如何か。

○委員

行動計画を立てて実施したとあるが、更に努力をしていただきたいと思い、Ⅲという評価にした。

○委員長

認証評価において好評を得たことは評価できるが、厳密に言いますと、認証評価というのは法律的いうと、合格という評価しか無く、適格認定されたということになる。その中で実質的に高い評価を得たということになるが、法人評価の基本は大学評価ではなくて法人運営の評価であることから、自己点検、自己評価というのは基本的に法人運営の自己点検、自己評価を記載するのが基本になるが、委員の皆様がⅣという評価で良いということであれば、私も小項目の評価をⅣにするということについては異論がないがよろしいか。(異議なし)

○委員長

Ⅲ-3については、法人運営に対する自己点検、自己評価に関して何も記載がない。

○法人

認証評価でもエビデンスとして資料を提出したが、経営審議会や法人評価委員会等の外部の方々から指摘をされて、それを本学で自己分析、自己評価をして、翌年度の行動計画に繋げて、PDCAを回している。例えば、国際化ポリシーの策定がその結果の表れである。なかなかすぐに施策、改善に直結するというのは、中には費用もかかることもあるので難しい

面もある。一応、PDCAサイクルを回す組織的なことを実施しているということで自己評価をⅣにした。

○委員長

来年度以降、年度計画の立て方を工夫していただいて、今説明されたことを年度計画に記載していただいて、そういう欄が無くて、評価するところが認証評価のことしか記載がなくて、いきなり法人運営の自己評価のところはⅤというのは。これが例えば、大学運営と法人運営のことがあって、大学運営のことにに関してⅣということであれば、Ⅴでも分かるが。公立大学法人評価というのは、あくまでも法人運営の評価が基本になるので、大学運営はその一部ということになるので、地方独立行政法人法上、ここをⅤという評価をするのは問題があると思うので、Ⅳという評価としたいが、よろしいか。(異議なし)

○委員長

小項目51について、私は学生が携帯端末を活用してウェブサイトを見ることが多いと思ったので、Ⅳという評価をしたが、他の委員がⅢという評価であれば、Ⅲで結構である。

○委員長

小項目52について、私と委員がⅣという評価にしたが如何か。

○委員

修繕一覧表作成により、予算と緊急性のバランスを取った対応に計画の高さが窺えたのでⅣという評価にした。

○委員長

国立大学では、減価償却を遙かに下回るものしか計上されていないということが常識なので、そもそも必要なところをリストアップしたところだけでも県当局が認めていただいたと思う。それでⅣという評価をした。

○委員

確かにそれは問題ではあるが。

○徳永委員長

実際に予算が計上されたら、高い評価をしたいと思うので、Ⅲという評価でよろしいか(異議なし)。

○委員長

小項目54について、私だけがⅣという評価をしているが、働き方改革を実施している中で、山梨県立大学がしっかりと働き方改革に向けて努力しているということ分かっていた方が良くと思ったからである。他の委員がⅢという評価なので、Ⅲで結構である。

○委員長

小項目55について、私だけがⅣという評価をしたが、これは、学生ハラスメントのアンケート調査の実施を評価したからである。

○委員

他の大学の状況は分からないが、通常通りということでⅢという評価とした。

○委員

看護や介護の分野ではハラスメントのことを取り上げているが、学生を対象にアンケートを実施しているということは、学生一人一人を大切にしているということは伝わるが、取り組みとしては普通と判断し、Ⅲという評価にした。

○委員長

他の委員の評価がⅢということであれば、Ⅲで結構である。構成員のスタッフのアンケートを実施することは当たり前ですが、顧客、大学生のアンケートを実施するという取り組みは引き続き実施していただきたい。

○委員長

Ⅲ-4 その他業務運営に関する目標については、全委員の意見が一致しているため、Aという評価でよろしいと思います。

○委員長

本日全体として各委員の意見が集約できましたので、このとおりとさせていただきたいと思ひますし、素案については今日の意見を踏まえて、もう一度書き直してください。

○事務局

了解しました。

○委員長

本日素案を示させていただいておりますが、もう一度事務局から今日の意見を踏まえて書き直したもので意見を聞いた方が良くと思います。

○事務局

了解しました。

○委員長

今日お帰りになって気づいた点や、これは記載しておかなければということがあれば、事務局にメール等で御意見をいただければと思います。その上で、素案を修正して皆様方に確認をさせていただきたいと思ひます。皆様方に御意見をいただいたものを、さらにブラッシュアップすることについては、私の方に一任していただければと思ひますが如何でしょうか(異議なし)。

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
第1 中期計画の期間			
平成28年4月1日から平成34年3月31日			
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置			
ア 学士課程			
1	全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価における「学士力」到達度の結果を引き続き検証し、その結果を受けてカリキュラム・マップの見直しを行い、学修成果が適切に達成される(「学士力」が身につく)ようにカリキュラムの体系化と構造化を進める。 ・「学士力」を適切にシラバスに示すために、新しい入力システムの導入を引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学士力」の授業評価データに基づく測定値は平成30年度後期は学士基盤力(全学共通科目)3.57、学士専門力;国際政策学部(3.38)、人間福祉学部(3.43)、看護学部(3.67)、教職課程(3.53)で令和元年度前期は学士基盤力(3.49)、学士専門力;国際政策学部(3.39)、人間福祉学部(3.42)、看護学部(3.65)、教職課程(3.71)であった。大きな変化は認められなかった。 ・新しい入力システムの導入については、検討中である。
2	科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の科目ナンバリングとカリキュラム・ツリーとの整合性を確認し、改正等のある課程についてはその見直しを検討する。 ・課程の改正やカリキュラム・ツリーの見直しを受けて、学修成果の基準がより適切に反映されるような新しいナンバリングの方式や導入時期を引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科目ナンバリングについては各学部委員会においてナンバリングが適切であるかどうかの見直しを行っている。カリキュラムツリーと合わせた見直しにより、整合性の担保を確保するよう努めている。
3	COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス作成要領に明記したアクティブ・ラーニングの定義に則り、シラバスの「教育方法」欄にその実践方法が適切に記載されているか検証する。 ・今年度から追加された「授業外の学修」と「実務経験のある教員による教育方法」についても適切に記載されているかを検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス作成要領に則った記載がなされているかについて、内容の点検を各学部委員会で行った。国際政策学部;学士専門力(64%)、AL(23%)、実務経験(9%)、授業外学修(26%)、人間福祉学部;学士専門力(96%)、AL(74%)、実務経験(48%)、授業外学修(69%)、看護学部;学士力(97.1%)、AL(96.1%)、実務経験(73.0%)、授業外学修(76.9%)の記載状況であった。教員間で記載のばらつきがあるため、各学部で記載の周知を図ること、次年度のシラバス作成要領の内容を検討し、記載状況の改善に繋げていく。また、単純に記載されていることだけを検討するのではなく、看護学部においては実際の授業を参観してその授業内容や方法について教員間で意見交換するなどを進めている。国際政策学部、人間福祉学部についても、授業内容や方法についての検討を適宜行っている。学生からの評価については、授業評価科目の中に入れる必要性を委員会で検討している。 ・全国大学実務教育協会主催の大学実務家教員養成講座に看護学部より3名の教員が参加した。学部内でのFD等で受講による学びを伝達する予定(令和2年3月予定)。
(ア) 国際政策学部			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
4	<p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度カリキュラムの完成年度にあたるため、カリキュラム全体の評価と改正を行う。 平成30年度に策定したEEEプロジェクトに基づいて、英語カリキュラムの改正や語学学習支援システムの構築を行うほか、語学検定試験受験料補助事業を実施することによる、TOEIC等の語学検定試験受験の促進、得点向上を図る。 海外からの短期留学生受入プログラムの開発、平成30年度に構築した海外インターンシッププログラムの評価を行う。(No27参照) 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム検討WGにおいて、評価および改正作業を進めている。10月の学科会議で1次提案があり、11月の学科会議で2次提案を行い、12月の教授会で最終決定を行った。 英語カリキュラム検討WGにおいてカリキュラムの評価改定作業を進めており、12月の教授会で最終決定を行った。現在カリキュラムの運用方法について検討を行っている。語学学習支援システムについては、12月末に入札を行いシステム構築業者が決定し、4月より運用を開始する。語学検定試験受験料補助事業は6件の申請があり、このうち2件は100%(成績上位)であり、4件は50%の補助を行った。 昨年度、日本語研修を開発し、ハンバツ大学から有償の委託事業として15名の学生を受け入れた。今年度もハンバツ大学から14名の学生が来訪することとなり、2月に委託事業を実施することとなった。海外インターンシップは今年度は、韓国とニュージーランドで開催している。毎年10名以上の履修者がいること。また、本プログラムをJASSOへ提案したところ、追加採択待ちAとなり、一定の評価を得たことなどを考慮し、引き続き実施することとした。
5	<p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、1学部1学科制への移行を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コースカリキュラムの完成年度にあたり、カリキュラムの評価と改正を行う。 将来構想委員会の中にワーキンググループを組織し1学部1学科制への移行検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム検討WGで作業を行った。その結果に基づき2020年度カリキュラムにおいて、英語カリキュラムの改定を中心とした新年度のカリキュラム編成を行った。(No.4 参照) 今年度は平成28年度カリキュラムの完成年度にあたる。現行のカリキュラムでは、学生はどちらの学科に所属していても、他の学科の科目を履修できるようにした。また、ゼミ選択においても、学科の区別なく選択できるようにし、教育的には実質的に1学部1学科を実現することができた。
(イ)人間福祉学部			
6	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、および小学校教諭の養成目的の明確化に向けたこれまでの議論を取りまとめ、公表する。 社会福祉士、精神保健福祉士および介護福祉士の各国家試験に、一人でも多くの学生が合格するよう、大学による財政支援等により、学部としての支援を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士、および介護福祉士に関しては、少子高齢化や人口減少といった現代社会の状況、および、インクルーシブな社会の達成を念頭に、これらの専門職の養成目的に関する議論を継続している。保育士、幼稚園教諭、小学校教諭に関しては、教育と福祉のさらなる連携が必要であるとの認識に基づき、養成目的の明確化を行うための議論を行ってきている。来年2月を目処に取りまとめを行い、公表する予定である。 社会福祉士国家試験対策の一つとして、6月3日より、メーリングリストに登録した50名の学生に対して「一日一問メール」を発信している。また、10月3日に国家試験対策講座を開始した。1月16日までに20回の講座を行った。 これまでに、社会福祉士国家試験の模擬試験を3回、精神保健福祉士国家試験の模擬試験を1回実施した。社会福祉士模擬試験については、1回分は受験費用の全額を、また1回分は半額を大学が補助することで、学生の費用負担の軽減を行った。
(ウ)看護学部			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
7	<p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>	<p>・平成29年度までの「卒業時の到達状況」調査結果を活用し、看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化するための検討を継続する。</p> <p>・新卒者の国家試験について、看護師100パーセント、保健師100パーセント、助産師100パーセントの合格率を目指す。</p>	<p>・新カリキュラムに関するプロジェクト会議において、平成29年度までの「卒業時の到達状況」調査と教育目標やディプロマポリシー、修得させたい学士力等を参考に、育成したい人材像について検討を継続をしている。</p> <p>・今年度も国家試験対策として、保健師、助産師、看護師模試の受験、結果の分析、各チューターからの支援強化等を実施し、国家試験合格100%を目指して計画的に取り組んでいる。</p>
<p>イ 大学院課程</p>			
8	<p>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。</p>	<p>・文部科学省訪問時の指摘事項(平成31年1月16日)に対して適切に対処しながら、引き続き新たな大学院設置に向けた準備を進める。</p> <p>・看護学研究科博士課程の設置に向けて継続して準備を行う。</p> <p>・全学FD・SD研修会(平成31年4月24日開催予定)の中で大学院設置に向けた構想方針を確認する。</p>	<p>・平成31年4月24日に文部科学省大学改革推進室長補佐と本学の大学院構想について意見交換を行い、助言・指導をいただいた。</p> <p>・山梨大学との連携の進展及び一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の設立等により、両大学で大学院特別教育プログラム(連携)の設置構想の制度設計や共同研究等の検討を進めており、令和2年9月に設置する予定である。</p> <p>・看護学研究科では文部科学省訪問時に頂いた助言をもとに、博士課程設置に向けて14条特例について検討し、夜間も開講する方向で体制づくりを進めている。</p> <p>・看護学研究科では博士課程設置に向けて、修士課程修了生(77名)県内の看護管理者(78名)に博士課程設置に関するニーズ調査を行った。その結果、博士課程への進学希望者が27名(35.1%)、博士の学位を持った人が必要と答えた管理者が28名(35.9%)いた。さらに12月までに11回の設置準備委員会を開催し開設のための準備を進めるとともに、有識者のコンサルテーションを受け、申請書等の内容の充実を図った。また、研究科長が担当予定教員の個別面接を行い教員業績書等の内容の確認を行った。</p> <p>・令和元年11月6日に、文部科学省大学設置室の担当官と事前相談を行い、指導助言を受けた(学長、研究科長、学部長、次長)。</p> <p>・令和2年3月の申請(看護学の博士課程)に向けて山梨県との具体的な協議を続けている。</p> <p>・平成31年4月24日に全学FD・SD研修会において教職員に対する本学の大学院設置構想を発表した。</p>
9	<p>看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p>	<p>・専門看護師教育課程において、38単位教育課程に移行するための申請書類を本年7月に日本看護系大学連絡協議会に提出し、来年度からスタートするための開設準備を行う。</p>	<p>・専門看護師教育課程における38単位申請書を7月に提出し、令和2年度から4分野の開設準備を行っている。また、専門看護師コース開設の分野は、令和2年度からは研究コースも同時に開設することを決定し、学生への選択の幅を広げている。</p>
<p>ウ 入学者の受け入れ</p>			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
10	<p>大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。</p>	<p>・3学部の魅力や特色あるホームページ等を通じた情報発信を継続する。</p> <p>・これまでに収集した全国の大学(国・公・私立)の給費奨学金制度の導入状況を参考に、本学での導入に向けて検討をさらに進める。</p> <p>・平成30年度の活動実績を踏まえ、アドミッションズ・センターの機能充実に向けて活動を推進する。</p> <p>・平成30年度のネット出願導入を受け、学生の受験利便性をはじめ、現状・課題を明らかにする。</p>	<p>・引き続き、3学部の魅力や特色あるホームページ等を通じた情報発信を行っている。</p> <p>・国の高等教育無償化制度の来年度からの導入について体制整備や情報収集を行っている。</p> <p>・平成30年度のアドミッションズ・センター重点業務(入試に関するデータの統計・調査・分析)への取組実績を踏まえ、引き続きセンター長指名教員を中心に分析作業を継続している(No.11参照)。</p> <p>・山梨大学アドミッションセンター、県高校教育課及び本学アドミッションズ・センターの合同開催で「第3回YAMANASHI-WAY(高校生プログラム)」を10月20日に本学を会場に実施した。本学の教職員が講師を務め(大学説明・大学での模擬授業等実施)、県内大学に進学を希望している高校1～2年生約160名が参加し、好評であった。</p> <p>・ネット出願導入後2年目を迎え、学生の受験利便性の向上のため、改善メモを用意するなど現状・課題等を明らかにするための取組を行っている。</p>
11	<p>全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p>	<p>・アドミッションズ・センター規程を踏まえ、入試結果と入学後の成績(GPA)等との関連から入試結果の妥当性について引き続き検証する。</p>	<p>・昨年度の取組実績を踏まえ、アドミッションズ・センターが中心となり、入試結果と入学後の成績(GPA)等との関連から入試結果の妥当性について引き続き検討を行っている。(No.10参照)</p>
エ 成績評価等			
12	<p>GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。</p>	<p>・継続して、GPAデータの収集・分析に基づいた学生に対する学修情報の提供、修学指導を行う。</p> <p>・CAP制に基づく成績状況に応じた学生への履修指導を行う。</p>	<p>・GPAデータに基づき、学生に対する修学指導を行っている。平成30年度後期のデータについては令和元年度の前期開始時、令和元年度前期のデータについては9月に結果が出そろったところで分析し、後期の学生指導に当てている。</p> <p>・CAP制の導入に合わせた学生への適切な学習時間の確保や履修指導は、継続して実施している。</p>
13	<p>学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p>	<p>・アクティブラーニングとしての卒業論文・卒業ゼミを対象にルーブリック評価法を開発する。</p>	<p>・全学の教育委員会の部会において卒業論文・卒業ゼミの新たな評価法としてルーブリック法の開発を検討し、次年度には結論を出す予定である。</p>
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
14	<p>これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>	<p>・年間6回のテーマ別全学FD・SD研修会を開催し、結果をホームページで公表する。</p> <p>・平成30年度に策定した教学マネジメントの指針に則って各学期ごとに学修成果の可視化を実施し、ホームページ等で公表する。</p>	<p>・特別企画(山梨科学アカデミーとの共催)を含む年間7回の全学FD・SD研修会を企画し、4月24日、(大学院改革)、5月22日(新任教職員)、7月31日(学生健康支援)、9月25日(世界環境問題SDGs)、11月25日(特別企画)、11月27日(教員特別研修報告会)をこれまで開催し、内容等についてはホームページで公表している。なお、9月には山梨大学から島田学長をはじめ数名の参加を得た。また、山梨大学で開催されたFD・SD研修会(5月28日メンタルヘルス研修、7月25日研究倫理など)についても本学から教職員が参加している。</p> <p>・学生の授業評価を活用した学修成果の可視化は、継続して各学期ごとに実施しホームページで公表している。</p>
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
1 教育に関する目標を達成するための措置			
(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置			
ア 学習支援			
15	<p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングコモンズ)等を整備する。</p>	<p>・学生相談窓口、クラス担任制、チューター制度等を通じて、きめ細やかな相談・学習支援を行う。</p> <p>・飯田図書館、看護図書館の双方において、ラーニングコモンズの利用を促進するため教員向けの説明会を開催する。また、ラーニングコモンズでの学修効果を調査するため、利用者アンケートを実施する。</p> <p>・学生が能動的学習環境の整備のため、現行のe-learning システムの使用状況、課題等を整理した上で、新たなe-learningシステムの導入を検討する。</p>	<p>・学生相談窓口を飯田・池田両キャンパスに設置し、修学や日常生活のための相談や助言を行った。</p> <p>・国際政策学部では、クラス担任制を採用し、留学生に対しチューターを配置している。</p> <p>・人間福祉学部では、クラス担任制を採用し、学生生活全般への助言や個別指導を行っている。</p> <p>・看護学部ではチューター制度による学生支援を長年継続している。</p> <p>・看護図書館においては、今年度からの利用開始にあわせてラーニングコモンズの利用方法等についての教員向けの説明を、5月の看護学部教授会において行った。</p> <p>・飯田図書館においては、ラーニングコモンズの見学と教員向けの説明を、7月の人間福祉学部のFD研修において行った。2月には、国際政策学部が実施を予定している。</p> <p>・4月から12月末までのラーニングコモンズ利用状況は、飯田図書館1,135名(うち授業等による予約利用者は247名)、看護図書館594名となっており、主にグループワークや個人学習の場として活用されている。</p> <p>・これらの利用状況を踏まえ、1月6日から27日まで学生へのWebアンケート調査を実施し、現在集計中である。</p> <p>・年度内の新たなe-learningシステムの導入(更新)に向けて調整を進めている。</p>
16	<p>学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</p>	<p>・学生との対話「学長と語る」を実施し、学生からの意見・要望等を聴取する。</p>	<p>・池田キャンパスでは11月27日、令和2年1月29日に「学長と語る会」を企画・実施し、飯田キャンパスでは令和2年1月8日に学生自治会メンバーと実施した(学生4名、大学側5名)。また、9月19日には看護学研究科修士2名から大学院生活や研究活動に関する意見等を聴取した。</p> <p>・関連して、とくに看護学教員を対象とした「学長と語る会」を継続実施した。(9月27日3名、11月27日5名、1月29日3名)</p>

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
イ 生活支援			
17	すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断や健康相談、健康調査の結果等を学生健康管理システムへデータ蓄積し、学生の健康づくり支援に役立てるほか、健康調査を実施し、メンタル不調や希死念慮のある学生に対し学生メンタルヘルス相談等により状況確認を行い、個別支援や居場所支援等を行う。 学生支援のための連携協議会において、学生対応の事例や学生支援にまつわる最新の情報を共有し、職員の資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生健康管理システムにデータを蓄積し、個々の健診結果や保健センター利用履歴等を活用して健康づくりを支援している。 全学生を対象に健康調査を実施(4月)、1年生および編入生を対象にこのころの健康調査を実施(5月)した。結果、希死念慮があり対応を必要とした学生は計110名であった。本学の対応基準に基づき緊急度を判定し、面談もしくはメールで状況を確認した。今後もカウンセリングによる継続支援が必要な学生は11名おり、支援継続中である。(教職員についてはNo54参照) 学生支援のための連携協議会(学務・教務・キャリアサポート・保健センター)において、各部署が保有する情報を共有し、連携しながら学生支援を行っている。12月までに5回開催した。今後も定期的に開催予定。
18	経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 積立金を活用し、授業料減免率5%を継続することで、意欲ある学生への経済的支援を継続するほか、留学生の入学金減免制度を実施することで、優秀かつ経済的に入学料の納入が困難な留学生の支援を行う。 国の高等教育無償化施策の動向を注視し、無償化に必要な体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度の経済的困窮者に対する授業料減免措置については、減免比率5.0%を継続して実施し、これにより前年度並みの減免者数を維持することができた。(前期・後期減免者数 H30:214名、R1:215名)また、留学生の入学金減免制度を実施し、本年度は1名採用(減免)している。 国の高等教育の修学支援新制度については、関係機関の説明会等に参加し、必要な情報を学生に周知するための説明会を開催している。また、今後、県とも協議し、所要の体制整備を行う予定である。
ウ 就職支援			
19	個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的にを行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に策定したキャリア教育の体系化の方針に基づき、科目担当教員、COC+およびキャリアサポートセンターの連携により、1~3年次までのキャリア関連授業を実施する。(No30参照) 新たにキャリアポートフォリオの利用を試行的に開始する。これにより、学生生活における個々人の活動状況を蓄積し、キャリアサポートセンター、ゼミ・担任教員および外部機関による個別支援の強化に取り組む。新たにキャリアコンサルタントを配置する。(No36参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 「やまなし JIBUN Design ワークショップ(COC+事業、4月25日開催)」に本学授業科目「キャリアデザイン I」(履修者1年生63名)と「キャリアデザイン II」(履修者2年生24名)の履修者が授業の一環として参加した。 キャリアポートフォリオについては、1年生科目「スタートアップセミナー」のなかで、ワークショップ形式で取り上げ、試行を開始した。また、令和2年1月に国際政策入門の授業を利用しフォローアップ講座を実施した。キャリアコンサルタントについては、前期は4月~7月の期間配置し、授業科目「インターンシップ」で講義を担当してもらったほか、学生への就職相談対応を行った。後期は1月から3月まで配置し、学生相談、エントリーシートの添削を中心に対応していただくほか、2月5日、20日の来年度新入生対象の入学前特別講座での講義や、2月10日開催予定の面接対策講座で講師を務めていただく予定になっている。
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
20	<p>「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。</p> <p>また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の公表をホームページ等で効果的に行う。 山梨県が進める農福連携事業に関して、県や農業大学校と連携しながら大学が果たす役割と実践計画についての研究を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県の地域課題に応えるべく地域研究事業（共同研究）として6研究課題（国際政策学部3件、人間福祉学部2件、看護学部1件）を選定・採択し、研究を進めている。 山梨県立農業大学校との連携に基づき、農福連携調査を10月18日（野菜）、11月15日（果樹）、12月6日（花き）に2名の教員が参加し実施した。
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			
ア 研究実施体制等の整備			
21	<p>強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p>	<p>地域研究事業について、従来の「共同研究」に加え、大学COC事業で実施してきた「Mirai サロン（地域との対話）」を引き続き実施する中で、地域ニーズを把握し、センターで設定したテーマの研究活動支援する「重点テーマ研究」を実施し、重要性の高い地域課題解決に向けた研究活動を行う。</p>	<p>「共同研究」を6件採択し、各研究代表者が研究を進めているほか、昨年度開催した「Miraiサロン（地域との対話）」による地域ニーズ把握を踏まえ、「重点テーマ研究」「穴切地区をモデルとした持続可能なコミュニティにつながる高齢者活動拠点構築」に係る研究が開始され、9月に重点テーマ中間報告会が開催された。また、次年度以降の重点テーマの選定に当たり、8月より重点テーマ準備委員会を設置し、地域における重要性の高い研究テーマの選定を進めている。（No23参照）</p>
22	<p>研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>	<p>研究倫理教育責任者のリーダーシップのもと効果的な研究倫理に関する研修を実施するとともに、「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」の適正な運用を行う。</p>	<p>9月26日に「公正な研究活動を推進するために」をテーマに研究倫理に関する全学FD・SD研修会を実施し、今年度から新たに学長名で「受講証明書」を発行した。参加者は78名（82.1%）で、参加率は昨年度の78.3%より上昇した。なお、授業や変更不可能な公務等によりでやむなく欠席した教員には、当日の資料を配付すると共に、速やかに内容をホームページにアップし、周知徹底を行った。また、各学部ごとの研究倫理審査運用規程に則って、研究倫理審査を行っている。</p>
23	<p>本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> No21に記載した「重点テーマ研究」を通じて、地域課題解決に向けた、学部の横断及び複数の教員による大規模研究活動を推進する。（No33参照） 平成30年度に設置した「山梨県立大学フューチャーセンター」での対話の場を通じて、地域ニーズの発掘や研究活動の立ち上げ支援を行う。（No30参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 「重点テーマ研究」では、学部横断により4名の教員が地域の関係者と協働しながら地域の課題解決に資する研究に取り組んでいる。（No21参照） 「山梨県立大学フューチャーセンター」では、継続的に地域ニーズの発掘を行っている。山梨県福祉保健部との連携による共生社会に係る地域ニーズについては、次年度以降の重点テーマ研究との連動を検討している。その他の地域ニーズについても研究活動の立ち上げに繋がるよう取組を進めていく。（No21、23、32、33、36参照）

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
24	科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に引き続き、科学研究費の申請等に関する研修会を実施するとともに、科研費以外の外部資金の公募についてのメール等での案内、ポスター掲示などの周知を行う。 教員の科研費申請を推進するために、獲得した教員の属する学部に関接経費10%相当額を配分する取組を引き続き実施する。 平成30年度に創設した科研費(S、A、B)に不採択となった場合で、Aランクの教員に対する奨励金制度を新たに科研費(C)にも拡大することに加え、新たに科研費の申請書類添削サービスを導入することで、教員の科研費獲得を支援する。(No45参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 7月31日に「科研費申請説明会」を実施するとともに、科研費以外の外部資金の公募に関する情報を速やかに全教員にメール等で案内したほか、ポスター掲示などによる周知を継続実施している。 教員の科研費申請を推進するために、獲得した教員32名が属する学部に関接経費の10%にあたる2,687千円を配分した。 奨励金制度については、科研費(S、A、B)に不採択となった場合で、Aランクの教員に対する奨励金制度を、今年度より新たに科研費(C)にも拡大し支援したことで、4名に奨励金を計1,200千円支出した。また、申請書類添削サービスについては、大学予算での7名の他、個人研究費からの支出による2名の教員の利用があった。(No.45参照)
イ 研究活動の評価及び改善			
25	教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。	平成30年度に引き続き、研究業績評価を含めた教員業績評価を行い、その結果を公表する。(No41参照)	引き続き、研究業績評価を含めた4分野(教育・研究・社会貢献・学内運営)に対する教員業績評価を行い、最終評価結果を理事長表彰として公表予定である。(No26、41参照)
26	外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。	外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員へのインセンティブ(研究費、表彰等)を付与する。(No41参照)	科研費のほか、国立研究開発法人情報通信研究機構受託費を獲得した教員に対して、間接経費の1/3にあたる247千円を配分した。また、教員業績に基づき、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた11名の教員を学長表彰とした。(No25、41参照)
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置			
3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置			
27	国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 学部や国際交流委員会が連携しながら、国際教育研究センターの全学組織化へ向けての具体的な準備を行う。 海外の大学との提携に基づいた学生の送受入プログラム開発を進める。(No4参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 10月に行われた教育研究審議会において、改革案について素案が提示された。 学生の送受入プログラムについて開発を行った(No.4 第3項参照)。
28	中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。	日本学生支援機構や大村基金などの奨学金を活用したプログラムの充実を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 交換留学協定校は現在、9校(韓国3、中国1、台湾1、タイ1、インドネシア1、米国2)あり、18名の受け入れが可能となっており、現在は、プログラムの充実(量から質)に努めている。 JASSOに対して、長期の留学プログラムと短期の留学プログラムについて2件の応募を行った。残念ながら、両方とも不採択となったが、短期留学プログラム(海外インターンシップ)については、追加採択待ちAとなり、高い確率で実施することができる見通しである(19名に対して、1人7万円の支援)。 大村奨学金へ9名が応募し、5名が採択された。いずれも100万円の奨学金をいただいた。5名のうち1名は人間福祉学部の学生であり、広がりも見られている。

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
29	クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した学内行事の見直しやオリンピック・パラリンピックの開催に対応した学事暦の変更を行う。 ・国際政策学部において、外国人教員募集・採用を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の諸行事日程を見直して、夏期休暇中の国際交流を促進させた。 ・次年度のオリンピック・パラリンピックについては、学内での検討の結果、オリンピック・パラリンピックの開催に対応した学事暦の変更は行わないが、ボランティアに行くなどという場合には柔軟に対応することとした。 ・国際政策学部において、外国人教員2名を令和2年4月1日付け採用で決定した。その結果、次年度から外国人は6名から8名へと増加することになった。
第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置			
30	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「COC+」及び「地方と東京圏の大学生対流促進事業」を通じて、他大学との連携により全学共通科目となるプロジェクト型インターンシップ「フューチャーサーチ」をはじめとした地域における「Mirai プロジェクト(実践型教育プログラム)」を強化する。上記授業科目の実施に際しては、社会連携課を中心に地域研究交流センターとキャリアサポートセンターの連携を図りながら、支援体制を構築する。(No36参照) ・「COC+」の最終年度にあたることから、事業の自己評価を実施する。 ・実践型教育プログラムの実施体制として、教職員により構成される「フューチャーセンター準備会」を設置し、学部間連携による取組の強化を図るとともに、「山梨県立大学フューチャーセンター」において、実践的な教育研究活動の支援を行う。(No23、32、33、36参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方と東京圏の大学生対流促進事業」における7件の「Miraiプロジェクト」の円滑な実施に資することを目的に、予算配分のみならずコーディネータ配置及び事務局職員による切れ目ない支援体制を整備し、取組を進めている。 ・これまでの4年間のCOC+事業の取組に係る自己評価を7月に開催された「やまなし地方創生会議」にて公表し、知事・関係市町村長から、本事業の取組について高い評価があった。また、11月に学内でCOC+に係る委員会を開催し、最終的な自己評価の検討を進めた。 ・実践型教育プログラムの実施体制として、教職員により構成される「フューチャーセンター準備会」を昨年度開催し、「山梨県立大学フューチャーセンター」を設立したところ。また、「フューチャーセンター運営委員会」を6月に連携大学である拓殖大学の教職員を交えて開催し、大学・学部間連携による取組の強化を図るとともに同センターにおいて、「Miraiプロジェクト」を中心とした実践的な教育研究活動の支援を行った。(No23、32、33、36参照)
31	看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師の育成・支援を継続実施する。認定看護師課程の資格審査変更に伴い、平成32年度実施に向けた教育課程の再確認を行う。 ・看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センター機能を活かした独自のプログラム、ならびに看護職が学び続ける場の提供に係る委託事業を企画・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、認知症看護の認定看護師課程を開講する。認定看護師教育課程の制度変更に関する情報収集を行い、新認定看護師教育課程に移行できるか模索をしている。 ・委託事業は例年どおり実施できている。継続教育のための独自のプログラムとして「エルネック」「研究活用講座」「フォローアップ研修」「看護研究支援」「専門看護資格試験受験のためのコンサルテーション」などを企画し、実施または計画実施中である。
1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
32	<p>観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>	<p>・県民の社会人学び直し事業(リカレント教育)の一環として、秋季総合講座・山梨県を広く学ぶ観光講座・子育て支援者養成講座等を継続実施する。(No36参照)</p> <p>・社会人のより多様な要請に応えるため、既存の各種講座の位置付けを再検討するとともに、リカレント教育の強化に向けた具体的検討を行う。また、有料化が可能かどうかも検討に加える。</p> <p>・「山梨県立大学フューチャーセンター」での他大学等との連携によるリカレント講座の開催を検討する。</p>	<p>・県民の社会人学び直し事業(リカレント教育)の一環として、秋季総合講座・観光講座・子育て支援者養成講座等を継続実施した。</p> <p>・「山梨県立大学フューチャーセンター」のあり方とともに、リカレント教育体系に向けた講座の実施体制や内容等の再検討に着手している。</p> <p>・各種講座の位置づけ及びリカレント教育の強化策について、年度内に具体的な検討を行う。また、秋季総合講座・観光講座では初めての試みとして有料化を実施した。</p> <p>・「山梨県立大学フューチャーセンター」では、「地方創生Miraiサロン」や「Camp Prisma」など他大学関係者を交えた社会人向けの対話の場・セミナー等を実施しており、引き続き他大学等との連携を進めていく。</p>
<p>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</p>			
33	<p>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p>	<p>・連携協定を締結した各種団体と連携しながら、「Mirai サロン(地域との対話)」による地域の課題の把握、それに基づく研究活動の実施(No.21、23)及び研究事業発表会等を通じて研究成果の情報共有を行い、地域課題の解決に結び付ける。さらに、外部委員を含めた評価を行うことで、PDCA サイクルを構築する。</p> <p>・平成30年度に設置した拠点施設である「山梨県立大学フューチャーセンター」において、多様な主体との連携により地域の問題解決に向けた対話の場を定期的に開催する。さらに、フューチャーセンターの取組を通じて得られた成果を、WEB サイトやSNS を用いて分かりやすく情報発信を行う。</p>	<p>・4月に外部委員を含めた平成30年度地域研究事業評価委員会が開催され、その結果は5月に開催された令和元年度地域研究事業選考委員会にも反映され、過去の研究成果を踏まえた共同研究の採択が行われた。また、各種連携団体との参画のもと開催する「Mirai サロン(地域との対話)」については11月に開催し、「研究事業発表会」については3月の開催に向け準備を進めている。</p> <p>・「山梨県立大学フューチャーセンター」では前半期、地方創生Miraiサロンをはじめとした各種イベントを学生のみならず地域・行政関係者など多様な主体との連携のもと22回開催した。これらの取組の成果はFacebook やWEBサイトを通じ、定期的な情報発信に努めている。(No23、30、32、36参照)</p>
34	<p>産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p>	<p>・甲府市からの受託事業である「日本語・日本文化講座」(外国人向けの日本語講座及び日本の文化を知る・体験する講座)の開催を継続する。</p> <p>・学部や各センターを中心に、教職員や学生(留学生を含む)を活用した、国際交流や多文化共生社会づくりに向けた方策を検討する。</p>	<p>・「日本語・日本文化講座」について、継続実施している。</p> <p>・外国籍住民をはじめとした共生社会に係る地域ニーズの発掘に向け、11月にMiraiサロンを全学横断的に実施し、重点テーマ準備委員会を通じた新たな重点テーマの設定に取り組んでいる。</p>
<p>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</p>			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
35	<p>学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。</p>	<p>・県内外の高校進路指導担当教員を対象とした大学説明会の開催、高校生による大学訪問の受入、大学教職員による高校訪問、高校への目的別の出前授業、1日大学体験及び大学授業公開の開催等を継続し、高大連携を推進する。</p> <p>・平成28年度に締結した身延高校及び甲府城西高校との連携協定に基づき、相互の交流・連携を通じて、高校教育・大学教育の活性化等を図る。</p>	<p>・大学説明会は7月5日に開催し、28校32名が参加した。また、高校生の大学訪問については、10月末現在で2校受け入れた。大学教職員による高校訪問は、県内21校、県外2校に行った。</p> <p>・目的別出前授業については、看護学部9回、国際政策学部1回、人間福祉学部2回実施した。(人間福祉学は前回3回と報告したが、1回は台風の影響で3月に延期された。)大学授業公開については、11月4日に開催し、186名の参加があった。</p> <p>・甲府城西高校との高大連携事業では、県内主要駅・ターミナル、バス車内の外国語表記の取組、身延高校との同事業では身延町内での就職を予定している高校生向けリーフレットに係る取組を進めている。</p>
<p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</p>			
36	<p>県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p>	<p>・社会連携課を中心に、各種実践型教育プログラムやCOC+の各種イベント、一日企業体験となる「One Day フューチャーサーチ」などの推進を通じて、学生の地元企業への関心を高めることで、県内就職率の向上を図る。</p> <p>・自治体、保健・医療・福祉関連機関及び職能団体等との連携を強化するとともに、主要実習を通じて、学生の地元就職に向けた意識の醸成を図るほか、山梨経済同友会との連携協定に基づき、複数の授業科目で会員企業による講義を実施することにより、県内企業を理解する機会を設ける。(No32参照)</p> <p>・県内企業による企業研究会を学内で実施し、学生が県内企業の採用担当者と直接顔を合わせる機会を創出することで、採用担当者との交流を通して県内就職への意識を高める。</p> <p>・実務経験のあるキャリアコンサルタントを配置し、県内企業とのパイプ役、面接指導等、幅広い就職支援を実施する。(No19参照)</p>	<p>・地元企業を知り、関心を高める機会として、本学とCOC+との連携授業「フューチャーサーチ(期間8か月、本学履修者9名)」および「One Day フューチャーサーチ(本学履修者6名)」を実施した。(No23、30、32、33参照)</p> <p>・県内企業を理解する一環として、山梨経済同友会による講義を前期2科目4コマ、後期1科目2コマを企画、実施した。(No32参照)</p> <p>・県内で就職が可能な13企業・団体を招聘して、12月13日に「学内県内就職ガイダンス」を開催した(参加者18名)。</p> <p>・キャリアコンサルタントを前期は4月～7月、後期は1月～3月までの7ヶ月月配置し、学生面談指導、エントリーシート添削等などの就職支援を実施した(前期は延べ21名が利用)。後期は、2月5日、20日の来年度新入生対象の入学前特別講座での講義や、2月10日開催予定の面接対策講座で講師を務めていただく予定になっている。(No19参照)</p> <p>・12月31日現在の県内就職率は、国際政策学部27.9%、人間福祉学部36.7%、看護学部50.6%である。なお、県内出身者の歩留まり率は、国際政策学部44.1%、人間福祉学部53.1%、看護学部77.8%である。</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p>			
<p>(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
37	理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。	・平成30年度に行った理事長選考の検証を行うとともに、平成32年度の新理事長選考に向けて、選考規程の改正など、選考方法の更なる見直しを図る。	・令和2年度の新理事長選考に向けた選考規程の改正、選考方法の見直しを開始し、来年度初めの選考関係規程の見直し及び改定を予定している。
38	理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。	・ガバナンス機能強化のために、平成30年度に策定したガバナンス・コードに則って運営体制を見直す。	・本学のブランド力向上を図り地域貢献機能を更に強化するために、全学のセンター等の組織機構及び人的体制の大幅な改革に向けた取組みを開始した。 ・文部科学省との協議を踏まえながら、山梨大学との連携推進法人設置に向けた定款を作成し、12月18日に一般社団法人「大学アライアンスやまなし」(事務局山梨大学)を設立した。また、国の法人制度設計に関しては、文部科学省の所轄部署と協議を進めている。
(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置			
39	全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。	・重点項目を盛り込んだ平成31年度の大学人事方針を策定し、とくに優秀な若手教員の登用を図る。	・平成31年度の本学の人事方針及び重点項目を策定・公表し、その中で新たに「教務、入試、国際交流、キャリア支援等の職員人事においても、専門職の観点から効果的な配置を行うよう努める。」という事項を加えた。職員人事については、山梨大学との連携推進法人に向けたワーキンググループ(管理運営体制)で検討を続けている。
40	組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。	・引き続き、専門性の高い教員の確保に努めるとともに、大学運営全般に精通した事務局職員の育成のため適切な人事配置を行う。 ・プロパー職員が行っている自主勉強会を、大学行政全般に関する知識の修得ならびに個々の業務に係る能力の向上と知識の共有化を図るため年に数回試行的に全職員に開放する。	・教員については、各学部での審査を経て専門性を有する教員を採用し適所配置を進めている。職員については大学運営全般に精通した人材の育成のため、年度当初にプロパー職員のジョブローテーションを行った。 ・プロパー職員の自主勉強会については、働き方改革関連法案の趣旨も踏まえ方法等を見直し、ネット上での情報共有等を主とする形としたが、2月20日に全職員を対象としたSD研修会を予定している。(No44参照)
41	教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。	・教員業績評価制度を実施し、その結果に基づく昇給等への反映を行うとともに、優秀な教員を理事長(学長)表彰(副賞付)する。また、評価領域や評価段階別の具体的な分布状況について公表する。(No25、26参照)	・昨年度の実績に関する教員業績評価(第一次評価)を9月末までに終え、学長による第二次評価(最終評価)終了後、全教員に通知した。この結果の概要は、全教員に周知し、全体の状況についてはホームページでも公表する予定である。 ・今年度は、評価に基づく優秀教員に加え、新たに「社会貢献」の評価領域に対応し優れた業績を上げた教員を各学部から選出し、理事長表彰を行うこととした(全体で9名)。(No25、26参照)
(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置			
42	採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。	・引き続き、採用計画に基づき、事務局職員のプロパー職員化を進める。	・採用計画に基づき、令和2年4月1日付け採用予定のプロパー職員について、9月より書類選考、1次・2次試験、役員面接等し、1名を内定した。

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
43	効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の負担軽減と効率化のため、外部委託の推進やRPA(ロボティクスプロセスオートメーション)などの導入可能性についての調査・検討を行うほか、業務量平準化のため、職員配置の見直しを行う。 ・学事システム及び関連システムとの連携を含めた更新仕様を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の負担軽減のため、役員会・役員打合せ会等は、議題等の少ない場合、開催を翌月送りとするなどの対応を取った。定例業務の機械化のため、高等教育機関におけるRPA適用可能性に関するセミナーで情報収集を行うとともにRPA体験会に参加し、導入可能性を見極めるための検討を開始した。 ・業務量平準化のため、業務内容に着目して正規職員と非正規職員との役割分担の見直しを行った。また、国際教育研究センターに留学支援経験を有する非常勤職員を新たに1人配置して、職員の業務負担の軽減を図るとともに相談業務の充実を図った。 ・学務課及び経営企画課の担当間で仕様を調整し、年度内の学事システム更新に向けた作業を進めている。
44	プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国、公立大学協会などが主催する外部研修へ職員を派遣し、大学運営に関する専門的知識を備えた職員を育成する。 ・プロパー職員が実施している研修会について、知識の共有化、底上げのためにプロパー職員外にも試行的に開放する場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学協会の各種研修や愛媛大学で開催されたSPODフォーラム等の研修に職員を派遣したほか、連携協定を結んだ山梨大学のSD研修にも職員を派遣し、専門的知識の習得に努めている。 ・本年度は、プロパー職員の自主研修会の中で、学生支援関係のプロパー職員外にも開放するSD研修会を年度内に実施する提案があり、2月20日に実施を予定している。(No40参照)
2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置			
(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置			
45	科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費獲得に関する研修会、間接経費の学部への一部配分、奨励金、申請書類添削サービス導入等による申請件数・採択件数増加を図る。(No24参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費獲得研修会を9月のFD・SD研修会で実施したほか、間接経費の学部への一部配分、奨励金配分を行った。また、今年度から新たに導入した申請書添削サービスについては、大学予算での7名の他、個人研究費からの支出による2名の教員の利用など、科研費獲得に大学、教員とも力を入れている。(No24参照)
(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置			
46	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・本年10月の消費税率引上げに伴う授業料値上げは行わないが、引き続き国立大学及び公立大学に授業料の調査を行い、動向を把握し検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税10%への引き上げに伴う支出増に伴う授業料値上げは行っていない。今後、近隣の大学等の授業料等の金額設定についての動向を把握し、金額についての検討を引き続き行う。
(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
47	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房・暖房を過度な温度設定にならないように集中管理し、電気料金の削減に努める。 ・「山梨県立大学フューチャーセンター」について、来年度以降の収入を伴う事業の実施によるコスト削減を検討する。 ・観光講座等、無料開講している講座について、バス代等の実費徴収の試行も含めた検討を行う。(No32参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房・暖房の使用にあたっては、設定温度の適正な管理を徹底するとともに、利用期間を設定し、利用期間外の使用にあたっては、総務課にその都度協議するといった運用により集中管理し、電気料金の削減に努めた。(No55参照) ・「山梨県立大学フューチャーセンター」では次年度以降、施設利用料や連携団体の商品販売などによる収入を予定している。また、同センターでの対話の場で生まれた地域ニーズについて、受託事業を通じた事業化及びセンター運営ノウハウを活かした県事業との連携を検討している。 ・生涯学習講座での初めての試みとして、秋季総合講座・観光講座での実費徴収を行った。適切な金額設定については、今後とも検討を加えていく。 ・山梨大学との連携協定に基づき、物品の共同調達等の検討を行い、令和2年度からの一部実施を目指している。
(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			
48	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融資産については、金利の情勢に留意しながら、運用方法についての判断を行う。 ・事務局不要備品・消耗品のリサイクルを教員や他部局にメール配信し、廃棄物を減らすとともに、所有資源の有効利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国債・地方債の利率、金融機関の定期預金利率が低位で推移しているため、当面の間、資金運用は行わないこととしていたが、金融機関から安全で高利率な金融商品の案内があり、11月より余裕資金を試行的に運用することとした。 ・情報教室の改修に伴う不要物品や異動した教員の管理物品等について教職員にメール配信し、一部有効活用することができた。
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置			
49	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学質保証委員会において、外部委員や認証評価結果等の指摘事項等に対して法人経営及び教学経営の両面からの改善計画を明確にし、その実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学質保証委員会(学長委員長)を中心に、自己点検・評価や外部機関・外部委員等からの指摘事項に対して法人ガバナンス、教学マネジメントの両面から改善計画を立てており、次年度の改革優先課題を策定中である。
4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置			
(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置			
50	大学ポर्टレートに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の事業成果や教育実践内容に関する情報をホームページに情報更新した上で、大学ポर्टレートへのリンクにより本学の特色を社会へ広く情報発信していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学ポर्टレートは、ホームページとリンクできるようになっている。ホームページの更新による大学の情報発信に努めている。

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
51	大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。	<p>・「5分で分かる山梨県立大学」WEBサイトの情報を更新し、学生にとってわかりやすい大学案内となるような広報活動を展開する。また、大学案内に設けるQRコードから大学ホームページへの誘導により、利用を促進させることで、学生募集につなげていく。大学ホームページの内容のリニューアルに関しては、平成30年度に立ち上げた広報ブランドプロジェクトチームに広報委員会の意見を述べ、協力して内容の充実に努める。(No10参照)</p>	<p>・「5分で分かる山梨県立大学」で県内外の受験生へ本学のよさをPRしている。また、本学の広報・PR体制を整備・強化するために全学的な「ブランド広報プロジェクトチーム」を組成したが、広報委員会を中心とした活動の方が効率化を図れるため解散し、現在は広報委員会を中心に、県立大学の統一的な情報発信と広報体制を強化し、効果的な広報活動とホームページの内容充実に努めている。</p>
(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置			
52	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。	<p>・建物の定期点検等の結果や平成30年度に策定した施設修繕計画を踏まえ、計画的な修繕を行うとともに、教職員・学生等の意見・要望等を反映させた施設整備、教育研究設備の充実を図る。</p> <p>・飯田キャンパス、池田キャンパスの情報教室及び飯田キャンパスPCコーナーの施設・設備の改修を行う。</p>	<p>・飯田キャンパスでは、平成30年度に策定した施設修繕計画を踏まえ、消費税率引き上げ前に井水受水槽配管切替工事を実施した。また、体育館の水銀灯をLED化し、省電力化をはかった。その他、建築設備又は防火設備の定期点検等の結果に基づき、各種補修工事を実施している。</p> <p>・池田キャンパスでは、修繕箇所について優先度一覧を作成し、随時見直しを行いながら計画的な修繕を実施している。また、7月には、事務局と教務委員会との施設調査を実施し、挙げられた要望について優先度を確認の上、既存の予算の範囲で整備・修繕を実施している。今後は、1月に学生との意見交換会が実施されるため、意見を踏まえた教育研究設備の充実を図っていく。</p> <p>・飯田キャンパス・池田キャンパスの情報教室及び飯田キャンパスPCコーナーについて、アクティブラーニング促進を図るため、施設・設備を改修した。</p>
53	大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。	<p>・引き続き、大学運営に支障のない範囲で地元自治会等学外に積極的に施設を開放し、地域の資源として、市民の学びの場や健康づくりの場として活用するなど、地域の人と人とを結びつける拠点として有効利用を図る。</p>	<p>・飯田キャンパスでは、地元自治会の行事や本学と関係性のある県関係団体が主催する大規模なイベントに施設を開放するなど、地域の人と人を結びつける拠点として有効利用を図った。</p> <p>・池田キャンパスでは、昨年度に引き続き地元の運動クラブの活動や保育園のお遊戯練習などで、体育館等を開放している。</p> <p>・令和元年12月7日(土)に、池田地区保健計画推進協議会との共催で、池田キャンパス体育館及び大学周辺のサイクリングロードを使用して、ウォーキング健康講座を実施した。</p>
(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置			

No.	中期計画	令和元年度計画	計画の進捗状況
54	<p>学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p>	<p>・健康診断及び健康相談、高ストレス者の面接相談等を通して教職員の疾病の早期発見、健康の保持増進に取り組むほか、教職員のストレスチェック及び職場分析の結果、職場巡視の結果などを執務環境改善に反映する。(学生の健康管理についてはNo17参照)</p> <p>・防災訓練の実施等を通じ、教職員・学生の危機管理意識の啓発や災害対応力の維持向上に努めるとともに、必要となる防災備品等の充実、防災設備、備蓄等の点検や設置方法の確認を行い、災害時の迅速な対応力向上を図る。</p> <p>・働き方改革法案への対応として、教職員の勤務時間把握のため、労務管理システムの導入(試行)を行う。</p> <p>・情報セキュリティの高度化が求められていることから、外部利用者の多い看護図書館での外部利用者使用PCの取扱について検討する。</p>	<p>・労働安全衛生法に基づき、定期健康診断の実施(人間ドック受診勧奨)、健康相談(保健指導等)の実施を行い、教職員の疾病の早期発見、健康の保持増進に取り組んでいる。</p> <p>・10月～11月に教職員のストレスチェックを実施した。高ストレス者には産業医面接を実施するほか、所属別、男女別、年代別等で分析を行い、職場環境改善に反映できるようにした。また、11月に飯田キャンパスで職場巡視を実施。結果を踏まえて、執務環境改善に反映した。池田キャンパスは12月に巡視を実施した。(学生についてはNo.17参照)</p> <p>・飯田キャンパスでは、4月に実施したオリエンテーションにおいて、新入生に対する防災講話や防災訓練を実施し、教職員・学生の危機管理意識の啓発や災害対応力の維持向上に努めた。また、防火設備の定期点検を実施し、災害時の迅速な対応力向上を図った。</p> <p>・池田キャンパスでは、4月9日及び10月8日に全学生・教職員を対象とした防災訓練を実施し、消火訓練、避難行動及びGmailによる安否確認の訓練を通して危機管理意識の向上を図るとともに、9月10日には教職員による防災設備・備品等の点検や設置方法の確認を行った。</p> <p>・教職員の勤務時間把握のため、昨年2月より勤怠管理システムによる出勤管理を行っているが、本年1月からは休暇制度についても、同システムにより管理することで、より一層適切な労務管理に努めている。</p> <p>・今年度、情報委員会との調整を行い、学外者専用ID及びパスワードによる管理などの環境整備の見直しを図るとともに、「山梨県立大学看護図書館における情報機器及び情報ネットワークの利用要綱」を作成し、令和元年7月から運用している。</p>
(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置			
55	<p>法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>	<p>・人権尊重やハラスメントについては、年度はじめのオリエンテーションにおいて、人権に関する講話を行う。また、四半期ごとに、ハラスメント防止に関する情報をメール配信し、人権意識の向上を図るほか、毎月の人権委員会の対応状況の各学部教授会等への報告、研修会開催、時期や内容について見直しを検討したアンケートの実施などにより、ハラスメントのない大学環境への配慮について教職員の意識向上を図る。</p> <p>・環境配慮については、引き続き年度はじめのオリエンテーション及び年に1回環境研修会でのエアコン代節約や廃棄物抑制等の啓発、冷暖房の温度設定について掲示を行うなどにより、教職員や学生に環境配慮への意識を高める。(No.47)</p>	<p>・昨年度に引き続き、オリエンテーションにおいて人権に関する講話を行うとともに、ハラスメントに係るメールによる情報配信を行うなど、ハラスメントのない大学づくりに向け、教職員・学生の人権意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>・9月25日に、近年注目を集めているSDGsについて、環境問題「地球環境保護とSDGs～岐路にある人類と地球～」として、外務省参与を招聘して全学FD・SD研修会を開催したほか、冷房、暖房の適正利用の周知等を図った。(No47参照)</p>

平成30年度業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項への対応状況について

資料3

項目別	指摘事項	対応状況
I 大学の教育研究等の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果・内容等に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目毎の修得目標の設定とその修得確認以上に、当該学科コース等の教育課程全体を通じて修得が期待される専門的な知識・能力と汎用的な能力を明確にし、その修得状況を客観的に確認できるような取り組みが求められる。 ・地域関連科目の充実に向けて、各学部の取り組みに委ねるのみで、大学としての取り組みが見られない。 ・中期計画に「学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取り組みを積極的に進める。」としているが、構想の具体的内容が示されていない。 ・FD活動などを通じた学生の能動型アクティブ・ラーニングを促進する教育方法や教育評価法について、教育研修を実施したにとどまり、新たな指導方法や授業形態等の創出や学部全体を通じた枠組みの設定等の成果が示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価における「学士力」到達度の結果を検証するとともに、カリキュラム・マップの見直し作業に着手し、当該学科コース等の教育課程全体を通じた専門的な知識・能力と汎用的な能力が修得できるようカリキュラムの体系化・構造化を進めている。 ・「実務経験のある教員による教育方法」についてシラバスに適切な記載を求めた。また、教職員により構成される実践型教育プログラムの実施体制である「山梨県立大学フューチャーセンター」を設立し、学部間連携による取組強化を図るとともに、その支援を行うこととした。 ・業務実績報告書根拠資料に、平成31年1月16日付けの大学院構想を添付していたところであるが、その後の山梨大学との連携の進展及び一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の設立等により、両大学で大学院特別教育プログラム(連携)の設置構想の制度設計や共同研究等の検討を進めており、令和2年9月に設置する予定である。 ・また、児童虐待等の専門職養成に係る国の動向を踏まえ、大学院設置に向けた検討を進めている。 ・なお、看護学部博士課程は令和2年3月の申請(看護学の博士課程)に向けて調整を行っている。 ・看護学部においては、シラバスに記載されている内容の検討に止まらず、授業の実際を教員間で相互に参観することで授業内容や方法に関しても意見交換を行っている。国際政策学部と人間福祉学部においても、同様の検討を始めている。また、アクティブラーニングとしての卒業研究論文・卒業ゼミを対象としたルーブリック評価法の開発に着手した。
(2) 教育の実施体制等に関する目標	・特になし。	
(3) 学生への支援に関する目標	・特になし。	
2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	・組織的研究課題に応募がなかったことは非常に残念な結果である。そもそもニーズがなかったのか、各教員に対するアナウンスが不足であったのか、応募がなかったことについて今一度フォーカスし、その結果を今年度の事業実施に繋げていただきたい。	・組織的研究課題について、テーマ選定に係るプロセスの見直しを行った。具体的には、地域研究交流センターにて重点テーマ準備委員会を立ち上げ、地域との対話の場を通じた地域ニーズに基づき、大学がなすべき研究課題の設定の絞込みを行った。
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域研究交流センターに関連して計画された事項について取り組みが進められていることは評価するが、年度計画の内容が、必ずしも学術研究の推進の有り方や大学の実際の状況を踏まえたものとなっていないように考えられる。また、大学として、研究をどのように進めていくかについて、取り組みの全体像や相互の関連が業務実績報告書等に明確に示されていない。 ・地域研究事業の「重点テーマ」の創設について、テーマ設定が年度末に行われ、具体的な研究活動は次年度からとなった。これは、年度計画の策定内容が実現の可能性を十分考慮していないものであったとも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画の内容を学術研究の推進のあり方および大学の実際の状況をより具体的にふまえた内容とするとともに、地域研究交流センターがコーディネートする形の新規重点テーマ選定プロセスを設計することにより、地域ニーズをふまえ本学教員の強みを活かした研究課題を重点テーマとして選定した。 ・年度計画の策定内容については実現可能性を含め十分に検討した上で策定し、また、年度途中での進捗を適宜確認しつつ各種取組を進め、年度計画の実現を図っていく。
3 大学の国際化に関する目標	・国際教育研究センターの全学組織化について、中期計画では平成30年度を目処に行うとされているが、未だ全学組織化には至っていないので、早急に実施されることが望まれる。	・学部や国際交流委員会等と連携しながら、令和2年度を目途に国際教育研究センターの全学組織化を実現する。
II 地域貢献等に関する目標	・特になし。	
III 管理運営等に関する目標 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	・特になし。	

項目別	指摘事項	対応状況
2 財務内容の改善に関する目標	・特になし。	
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	・特になし。	
4 その他業務運営に関する目標	・特になし。	

公立大学法人山梨県立大学理事長報酬の改定について

1. 改定理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、理事長の報酬については、山梨県の特別職等の年間給与額を考慮して決定された経緯がある。

このため、山梨県特別職の給与改定を踏まえ、理事長報酬の改定を行ったものである。

2. 改定内容

・年俸額の引き上げ

区分	改正前	改正後	改定額
	年俸額	年俸額	
理事長	13,990,000	14,050,000	60,000

※理事長年俸の算出内訳

	給料月額	期末手当			年収額	年俸額
		加算率	支給月数	支給額		
改定前	830,000	45%	3.35	4,031,725	13,991,725	13,990,000
改定後	830,000	45%	3.40	4,091,900	14,051,900	14,050,000

改定前の年収額=830,000円×12ヶ月+830,000円×1.45×3.35=13,991,725円≒13,990,000円（改定前の年俸額）

改定後の年収額=830,000円×12ヶ月+830,000円×1.45×3.40=14,051,900円≒14,050,000円（改定後の年俸額）

3. 実施時期

平成31年4月1日から適用する。

<参考>地方独立行政法人法(抄)

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

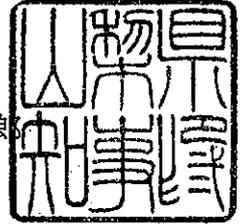
第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。

この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

私科第3968号
令和2年2月10日

山梨県公立大学法人評価委員会委員長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



公立大学法人山梨県立大学の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、公立大学法人山梨県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定に基づき、通知します。

山梨県県民生活部 私学・科学振興課

私学・大学担当 近藤

電話 055-223-1322

FAX 055-223-1781

Mail : shigaku-kgk@pref.yamanashi.lg.jp

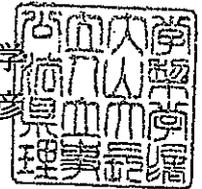


梨飯第 1331 号
令和元年 12 月 23 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

公立大学法人山梨県立大学
理事長 清水 一彦

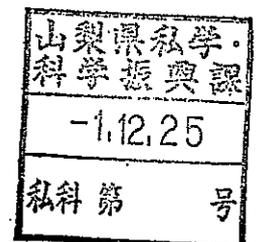


役員報酬等の支給基準の変更届出について

このことについて、地方独立行政法人法第56条第1項で準用する第48条第2項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(変更)

・公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程



経営企画課 一宮
TEL : 055-224-5261
FAX : 055-228-6819

規程の概要

公立大学法人山梨県立大学事務局

題名	公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程の一部改正
趣旨	本学教職員の勤勉手当の改定等に鑑み、役員報酬についても所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○改正内容 理事長の年俸の額 1,399万円 → 1,405万円</p> <p>○改正理由 理事長の年俸は、県の特別職の年収額を基に算定しているが、県の特別職の期末手当の支給割合の引き上げ(3.35月→3.4月)を踏まえ、理事長の年俸額を引き上げる。</p>
施行期日	令和元年12月23日から施行する。
留意点	なし
参考事項	平成31年4月1日から適用する。

公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 新旧対照表 (令和元年度施行分)

新	旧
<p> 公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 (平成22年4月1日制定法人第3101号) (年俸) 第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。 (1) 理事長 <u>14,050,000円</u> (2) 略 (3) 略 2 略 附 則 この規程は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1 日から適用する。 </p>	<p> 公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程 (平成22年4月1日制定法人第3101号) (年俸) 第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。 (1) 理事長 <u>13,990,000円</u> (2) 略 (3) 略 2 略 </p>

公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程

(平成22年4月1日制定 法人第3101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、年俸（1の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の勤務に対する対価をいう。）及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、月額報酬、日額報酬及び通勤に要する費用とする。

(年俸)

第3条 常勤の役員の年俸の額は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長 14,050,000円

(2) 副理事長 10,800,000円

(3) 理事 10,800,000円

2 前項に規定する年俸の額は、当該常勤の役員の経歴、業績評価の結果、法人の運営状況、社会情勢等を勘案し、同項に規定する当該役員の年俸の額の範囲内でこれを変更して決定することができる。

(年俸の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、教職員が引き続いて常勤の役員（理事長を除く。次項において同じ。）となる場合の年俸の額は、その者が引き続き教職員であった場合に給与規程の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

2 前条の規定にかかわらず、山梨県職員（山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職手当を支給されずに山梨県を退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となる場合の年俸の額は、その者が引き続き山梨県職員であった場合に給与条例の規定により支給を受けることとなる給与の額を基礎として決定する。

(年俸の支給方法)

第5条 常勤の役員の年俸は、年俸の額を12で除して得た額（以下「月払年俸額」という。）を公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第2項に規定する支給日に支給する。ただし、3月にあつては、年俸の額から当該年度に既に支払われた月払年俸額の合計額を差し引いた額を支給する。

2 年度の中で新たに常勤の役員となった者には、第2条第1項の規定にかかわらず、その日からの年俸を支給する。

3 年度の中で常勤の役員が退職し、又は解任されたときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その日までの年俸を支給する。ただし、常勤の役員が死亡により退職したときは、その月の末日までの年俸を支給する。

4 前2項の規定により支給する年俸は、当該年度の総日数から公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとし、その支給方法については、第1項の規定にかかわらず理事長が別に定める。

(年俸の返還)

第6条 年度の中で退職し、又は解任された常勤の役員に対し前条第1項の規定に基づき支給された当該年度の月払年俸額の合計額が、同条第4項に規定する計算の方法によって計算して得られた額を超えるときは、当該常勤役員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(非常勤役員報酬)

第7条 非常勤の役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の中から勤務形態を考慮して決定する。

(1) 理事 月額300,000円又は日額30,000円

(2) 監事 日額30,000円

2 第5条第2項から第4項の規程は、非常勤役員報酬（日額の場合を除く。）の日割計算について準用する。この場合において、同条第2項から第4項中「年度の」とあるのは、「月の」と、「年俸」とあるのは、「月額報酬」と、同条第2項及び第3項中「常勤の役員」とあるのは、「非常勤の役員」と、「第2条第1項」とあるのは「第2条第2項」と読み替える。

3 非常勤の役員の日額報酬は、その業務に従事した日数に応じて支給するものとし、支給日については、理事長が別に定める。

（通勤手当等）

第8条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件及び支給方法については、給与規程の例による。

2 非常勤の役員の通勤に要する費用の額及び支給方法については、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

（報酬の支払方法）

第9条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員の報酬は、役員からの申し出に基づき口座振替の方法により支払うことができる。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（特例措置）

2 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては同項第1号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とし、副理事長及び理事にあっては同項第2号及び第3号に定める年俸の額から当該年俸の額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。

イ 第3条に定める年俸の額（次号及び第7項において「基本年俸」という。）に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで	理事長	100分の9
	副理事長及び理事	100分の6
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額を算出する。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

4 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における常勤の役員の年俸の支給方法は、第5条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

（臨時特例）

5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の第5条第1項に規定する月払年俸額は、第2項の規定を適用しないで算出した月払年俸額から、当該月払年俸額に、理事長にあっては100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を、副理事長及び理事にあっては100分の1.0を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ

減ずる。

- 6 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の年俸額は、次の各号に定める額の合計額とする。
- (1) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間 第2項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額
 - (2) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間 前項の規定を適用して算出した月払年俸額の合計額
- 7 第5条第2項及び第3項の規定により支給する年俸は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、次により算出した額とする。
- イ 基本年俸に、次の表に掲げる期間及び役員の区分に応じ同表に掲げる率を乗じて得た額を算出する。

期間	役員	率
平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	理事長	100分の7
	副理事長及び理事	100分の4
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	理事長	100分の15
	副理事長及び理事	100分の10

ロ 基本年俸からイにより算出した額を減じて得た額とする。

ハ ロにより算出した額にそれぞれの期間の総日数から勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額を合計して算出した額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

